

かかりつけ医等から 紹介状なしで当院を受診された場合は 患者負担（選定療養費）が生じます

地域の医療機関との機能分化及び連携のさらなる推進を図るため、紹介状なしで当院を受診された場合は、以下の選定療養費を負担していただきます。

		選定療養費（税込）	対象患者
初診時	医科	7,700円	初診時に他の医療機関の紹介状がない場合
	歯科	5,500円	
再診時	医科	3,300円	他の医療機関へ紹介したにもかかわらず、紹介状を持たずに再度当院を受診する場合
	歯科	2,090円	

※関連のある傷病の場合を除き、歯科と医科（歯科以外の診療科）はそれぞれ別に徴収いたします。

●当院に通院中であっても、同一日に通院中の診療科以外の診療科を紹介状または院内紹介なしで受診された場合、選定療養費をご負担いただくこととなります。

ただし、以下の方は選定療養費のご負担はありません。

- 公費負担医療制度の受給者の方
（ひとり親家庭医療・乳幼児医療・こども医療の助成制度は除く）
- 健康診断等の結果により精密検査受診の指示を受けられた方
- 緊急重篤な症例で救急車で搬送された方
- 出産関連で休日夜間に受診された方
- 即日入院された方
- 健康保険を使わない方
- 通院中の診療科から院内紹介されて新たな診療科を受診する場合

※ 選定療養費お支払い時は、保険診療より初診時200点、複数科初診時144点が控除されます。

山口県立総合医療センター 院長

(R4.10 医事課作成)

「選定療養費」についてのご質問と回答

Q1 初診時の選定療養費とは何ですか。

A1 平成30年度の診療報酬改定により、地域医療支援病院（当院含む）に義務づけられた制度で、初診時に他の医療機関の紹介状を持参せずに受診した場合、医療費の他に「特別な料金」です。

Q2 なぜ、初診時は7,700円（歯科は5,500円）なのですか。

A2 令和4年度の診療報酬改定により、初診時選定療養費については7,000円（歯科は5,000円）以上を徴収することになったため、税込7,700円（歯科は税込5,500円）をご負担いただくことになりました。

Q3 紹介状がないと、初診の診察をしてもらえないのですか。

A3 紹介状がなくても診察は受けられますが、その場合は初診時に選定療養費として、初診料とは別に7,700円（歯科は5,500円）をご負担いただくこととなります。

※整形外科は完全紹介制、呼吸器内科は完全紹介予約制、神経科は完全予約制、皮膚科の木・金は完全紹介制です。

Q4 初診の人で紹介状がない場合は、必ず選定療養費を支払わなければならないのですか。

A4 次のいずれかに該当する方は、ご負担はありません。

- ・ 緊急受診で重篤な症例のため救急車で搬送された方
- ・ 現在、当院の診療科を継続的に受診されている方で、その診療科の医師が必要と認めて院内紹介をされた方
（ただし、歯科は別医療機関扱いとなるため、歯科は除く）
- ・ 特定の疾病や障害等により各種公費負担制度の受給対象となっている方など
（ひとり親家庭医療、乳幼児医療、こども医療の助成制度は除く）

Q5 ある診療科に紹介状をもって受診しました。そのときに他の診療科にもかかりたいと思ったのでついでに受診してしまいました。この場合も選定療養費はかかりますか。

A5 最初に受診した診療科の医師が必要を認めて院内紹介した場合を除き、紹介状の無い受診と同様、複数科初診として選定療養費を負担していただくこととなります。

Q6 後日紹介状を持参した場合は、選定療養費は免除されますか。

A6 紹介状は、初診時の診察前に提示していただく必要がありますので、診察後に提示された場合は免除されません。

Q7 古い紹介状を持っているのですが、選定療養費はどうなりますか。

A7 病状は時間の経過と共に変化するため、古い紹介状では診療に必要な情報を得ることができません。可能な限り発行から 1 ヶ月以内に受診していただくようお願いいたします。古い紹介状を持参された場合は、再発行をお願いしたり、選定療養費をご負担いただく場合があります。

なお、予約日が決まっていた場合や、かかりつけ医から受診日を指定されていた場合はこの限りではありません。

Q8 再診時の選定療養費とは何ですか。

A8 平成 30 年度の診療報酬改定により、当院のような地域医療支援病院に義務づけられた制度で、病状が安定して、医師がかかりつけ医へ文書による紹介を行ったにもかかわらず、引き続き患者さんの意思で当院を受診される場合、医療費の他に「特別な料金」です。

Q9 なぜ再診時は 3,300 円（歯科は 2,090 円）なのですか。

A9 令和 4 年度の診療報酬改定により、再診時選定療養費は 3,000 円（歯科は 1,900 円）以上を徴収することになったため、3,300 円（歯科は 2,090 円）をご負担いただくことになりました。

Q10 福祉医療費助成制度の受給者証を持っていますが、選定療養費を支払わなければならないのですか。

A10 平成 30 年度の診療報酬改定により、地方単独の公費負担医療の受給者は、重度心身障害者医療費助成制度の受給者を除き、選定療養費を負担していただくことが義務づけられました。このため、乳幼児医療費助成制度、こども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度の受給者についてはご負担いただくことになっています。